

地方税法施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第44号。以下「改正法」という。）による地方税法の一部改正及び「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成24年政令第219号）による地方税法施行令の一部改正が行われることに伴い、当該改正箇所を引用している地方税法施行規則中の条ズレ及び号ズレを措置する。

2. 改正理由

事業所税においては、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）の規定に基づき行われる経営基盤強化事業の用に供する施設において行う事業について非課税措置を講じている。今回、改正法によって中小企業新事業活動促進法中の経営基盤強化事業に係る規定が削除され、同事業の根拠が失われることから、同事業に対する事業所税の非課税措置を規定した地方税法中の規定（第701条の34第3項第18号）を削除し、同号に続く同項第19号及び同項第19号の2をそれぞれ一号繰り上げる改正を改正法によって行っている。

また、この地方税法の改正により、当該改正箇所を引用している地方税法施行令中の規定についても、地方税法第701条の34第3項第18号を引用している同令第56条の34を削除し、これに続く同令第56条の35及び第56条の35の2をそれぞれ一条繰り上げる改正を行っている。

これら地方税法及び地方税法施行令の改正により、当該改正箇所を引用している地方税法施行規則中の規定に条ズレ及び号ズレが生じるため、これを措置する必要がある。

3. 改正内容

(1) 第24条の5の2

地方税法施行令第56条の35が同令第56条の34に一条繰上げとなるため、当該改正箇所引用部分の条ズレを措置

(2) 第24条の5の3及び第24条の5の4

地方税法第701条の34第3項第19号の2が同項第19号に一号繰上げとなるため、当該改正箇所引用部分の号ズレを措置

4. 施行期日

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行の日

(平成24年8月30日)